

I. 事実の概要

5 平成11年12月13日深夜0時頃、Xほか5名は路上で口論となった初対面のA、B兩名に対して、傷害の故意で、公園において約2時間にわたり、背後から羽交い絞めにして手拳で顔面や腹部を殴打し、地面に押し倒して頭部や腹部を踏みつける等の暴行を間断なく続けた。Xらは知らなかったが、Bには高度の心臓疾患(外観上は全く分からないが、激しい運動程度の負荷で突然心臓機能の障害を起こして心臓死に至るおそれのあるもの)があり、Bは上記暴行により、全治3
10 カ月の傷害を負うにとどまったが、心臓麻痺により死亡した。

同日午前2時過ぎ、XらはXのマンション居室(4階)にAを連れ込み、約45分間、腕にタバコの火を押し付けたりドライバーで顔をこすったり、殴る蹴るの暴行を断続的に加えた。Aは公園、マンション居室内での合計3時間に及ぶ一連の暴行により、顔面挫傷、肋骨骨折等の傷害を負った。

15 午前3時頃、激しい音や振動に目を覚まし、苦情を言いに来た下の階の部屋の住人TにXらが応対しているすきを見て、AはXらを押しのけて上記マンション居室ドアから靴下履きのまま逃走し、マンションの階段を、途中足を踏み外し転倒しながらも駆け下り、マンション敷地外へ脱出した。Xの仲間2名(Y、Z)はAを追ってマンション入口まで降りてきたが、Aを見失ったため追跡を断念しXの居室へ戻った。

20 AはY、Zがマンション入口まで追ってきた事実を認識していなかったが、一刻も早くマンションから離れたいという一心で逃走を続けた。逃走を開始してから約10分後、マンションから800m離れた高速道路に侵入したところ、時速100kmで疾走してきたトラックに衝突され約20m飛ばされた後に後続車両に礫過され、同事故による脳挫傷で死亡した。

25 後の捜査で、血痕や足跡から、Aは、人気のない県道を一直線に進み、高速道路と立体交差する地点で、トンネル脇の草木の茂る急斜面を登り、高さ2,3mのフェンスを越えて高速道路に進入し、1分間に5台程度の交通量であったかかる高速道路を、中央分離帯(高さ1,5m)を超えて反対車線に進入し、当該事故現場に到達していたことが明らかになった。

Xの罪責を検討せよ。(共犯関係は検討しなくてよい)

30 参考判例：最高裁平成15年7月16日第二小法廷決定
最高裁昭和46年6月17日第一小法廷判決

II. 問題の所在

35 B、A兩名の死とXらの行為との間に因果関係を認めることが出来るか。Bの直接の死因は外観上全く分からなかった高度の心臓疾患であり、またAの死にもAが自ら高速道路に侵入したという事情が介在するため問題になる。

III. 学説の状況

α説(条件説):その行為がなかったならばこの結果は発生しなかったであろう、という条件関係

が認められる場合に、因果関係を肯定する説¹。

5 **β 説(相当因果関係説)**: 刑法上の因果関係を認めるためには、単に行為と結果との条件関係が認められるだけでは足りず、その条件関係を前提として、その行為から、その結果が発生するのが、経験則上通常であるか否かによって相当性を判断し、その行為から結果が発生することが相当と認められる場合に因果関係を認める説。原因説と異なり、条件を一般的基準によって区別するところから一般化説とも言われる。

10 **β-1 説(主観説)**: 判断基底を行為時に行為者が認識し、あるいは認識しえた事情に限定する説²。

β-2 説(客観説): 判断基底を行為時に存在したすべての事情と、行為後に生じた事情のうち全経験知識により認識しえたものに限定する説³。

15 **β-3 説(折衷説)**: 行為の当時に行為者が認識していた特別の事情および一般人が認識しえた一般事情を基礎として因果関係を判断する説⁴。

δ 説(危険の現実化説): 条件関係の存在を前提に、「行為の危険性が結果へと現実化したか」を基準として因果関係の存否を検討する方法を危険の現実化説と呼ぶ⁵。

20 IV. 判例

最決昭和 63 年 5 月 11 日⁶

(事実の概要)

25 医師の資格がないにもかかわらず治療の施術等をしていた被告人は、風邪気味であるという被害者からの治療依頼に応じ、誤った考えによる治療を指示し、被害者がそれに従い病状が悪化したにもかかわらず、医師による治療もすすめず、再三往診をし、そのまま被告人の指示に従った被害者は病状が悪化して死亡した。

(判旨)

30 「被告人の行為は、それ自体が被害者の病状を悪化させ、ひいては死亡の結果をも引き起こしかねない危険性を有していたものであるから、医師の診察治療を受けることなく被告人だけに依存した被害者側にも落度があったことは否定できないとしても、被告人の行為と被害者の死亡との間には因果関係があるというべきであり、これと同旨の見解のもとに、被告人につき業務過失致死罪の成立を肯定した原判決は正当である。」

(引用の趣旨)

¹ 日高義博『刑法総論[第1版]』(成文堂,2015年)162頁

² 宮本英脩『刑法大綱[第1巻]』(弘文堂,1932年)64頁

³ 平野龍一『刑法総論I[第1版]』(有斐閣,1960年)142頁

⁴ 大谷實『刑法講義総論[新版第四版]』(成文堂,2013年)207頁。

⁵ 山口厚『刑法総論[第2版]』(有斐閣,2007年)60頁。

⁶ 最決昭和 63・5・11 刑集 42 卷 5 号 807 頁。

上記の判例は、被害者の行為が介入して、結果が引き起こされている点で本問と類似している。被害者の行為が介入していても、因果関係が認められるかを検討する際に参考になると考え引用する。

5 V. 学説の検討

α 説について

刑法上の因果関係では、実行行為から一定の結果が発生したことを成立要件とする犯罪類型において、実行行為と構成要件的结果の間に、刑法上の原因結果にあたる客観的關係が認められなければならない。しかし、自然的な意味での因果の連鎖が無限に拡大していき、よって刑法上の因果関係も不当に拡大していくことは、因果関係の範囲を適切に画し処罰範囲を限定するという点からして妥当ではない¹。したがって、検察側はこのα説を採用しない。

β 説について

客観的であるべき因果関係の存否について、行為者の主観を判断の基礎におくのは妥当ではない²。また、行為後の事情を因果関係の存否の判断のために考慮に入れるべきなのかどうか、考慮に入れるべきであるとした場合、それは判断基底の問題なのかについて不明瞭であり、適切な帰責範囲を画定することができない³。

β-1 説

構成要件要素としての相当因果関係説を、責任と混同するものであり、また、行為者の認識・認識可能性だけを基礎にするのは、客観的帰責としての因果関係の存在を不当に狭めてしまう。したがって、検察側はβ-1説を採用しない。

β-2 説

行為後に生じたとされる事情についても、その条件はすでに行為時に存在したはずだから、相当因果関係が否定されることはありえなくなり⁴、処罰範囲が不当に拡大してしまう。したがって、検察側はβ-2説を採用しない。

β-3 説

介入事情が予見不可能であれば、当該介入事情は基底から除かれるため、客観的には存在した介入事情が存在しなかったことになるので、介入事情が結果にどの程度寄与しているかを評価することすらできなくなってしまう。また、介入事情が予見可能であれば、当該介入事情は判断基底に入るが、その場合であっても、相当因果関係説は、行為・介入事情・結果という因果の流れが通常か異常かをみるだけであり、介入事情がどの程度寄与しているのかを考慮することはできな

¹ 板倉宏『刑法総論[補訂版]』（勁草書房 2007 年）88-90 頁。

² 山口・前掲 59 頁。

³ 川端博『刑法総論講義[第 3 版]』（成文堂 2014 年）162 頁。

⁴ 団藤重光『刑法綱要総論[第 3 版]』（創文社、1990 年）177 頁。

い¹。このように、介在事情の寄与度を考慮せずに因果関係を判断することによっては、適切な帰責範囲を画することはできないため妥当ではない。したがって、検察側はβ-3説を採用しない。

δ説について

- 5 実行行為（構成要件的行為）に認められる、構成要件の結果を惹起する客観的な危険性が、実際に構成要件の結果へと現実化したことが、実行行為による構成要件の結果惹起の過程にほかならず、このような理解は、実行行為にそうした構成要件の結果惹起の客観的危険性を要求することによって、実行行為を限定するという理解に符合するものと言いうるため、本件においても本説の立場は基本的に支持しうるものと考え²。また、実行行為の危険性と結果との結びつきを具体的
- 10 具体的に探求することにより、結果への寄与度の有無・態様等を認定することは、実務における鑑識等による正確な因果関係の認定を行うにあたって不可欠なものといえる。よって、検察側は、δ説を採用する。

VI. 本問の検討

15 第一 XのBに対する行為について

1 XのBに対する行為に傷害致死罪(205条)が成立するか

- (1) XはBに対して殴る蹴るなどの暴行を加え、その暴行によって全治三か月程の傷害を負っている
- 20 (2) したがって傷害の実行行為は存在しているといえる。
- (2) しかし本来ならば全治三か月程度の傷害であったが、Bが患っていた高度の心臓疾患という外見上では判別できない特殊な事情が介在したためにBの死亡という結果が引き起されてしまっている。この時にXの行為とBの死亡に因果関係が認められるかが問題となる
- (3) 検察側はδ説をとるところ、因果関係の有無は行為時に客観的に存在した事象を基礎にし、行為の危険性が結果に現実化したかどうかを判断する。行為者が当該事情について知っていたかどうかは考慮しない。
- 25 2 以上から本問について検討すると、二時間近くにわたって複数人で暴行を加える行為は、相手の心拍数を上昇させるため、Bにとっては激しい運動に匹敵するかそれ以上の心臓への負荷がかかる行為であるといえる。Bの心臓疾患は激しい運動によって機能障害を起こしてしまうのでXの行為はBの心機能の障害を起こす危険がある行為であるといえる。Bの死因は心臓麻痺であり、それゆえXのBに与える身体への危険性がBの死という結果に現実化したと言える。
- 30 3 Xには故意(38条1項本文)が認められる。
- 4 よってXにはBに対する傷害致死罪(205条)が成立する。

第二 XのAに対する行為について

- 1 XのAをXのマンション自室に連れ込み、複数人で暴行した行為はAを脱出させることを困難にさせており、またXに監禁の故意があるといえるのでXに監禁罪(220条後段)が成立する。
- 35 2 XのAに対する行為に傷害致死罪(205条)が成立するか
- (1) Xは傷害の故意を持ってAに対して暴行を加えていて、Aはその暴行によって顔面挫傷等

¹ 大塚裕史『刑法総論の思考方法[第4版]』(早稲田経営出版,2012年)90-91頁。

² 山口・前掲60頁。

の傷害を負っているので X に傷害罪(204 条)が成立する。

(2) 一方で A は高速道路に侵入し自動車と衝突したことによる脳挫傷で死亡している。このことと X の暴行とに因果関係が認められるか。X の暴行が A の死因の直接の原因といえないのが問題となる。

5 (3) 検察側は δ 説をとるところ、被害者の行為による特殊な事情が介在している場合①行為者の行為が被害者の当該行為を誘発する状況を生み出し、②被害者が当該状況下の心理状況において当該行為に出たことに合理性がある場合、実行行為の危険が被害者の行為を通じて現実化したといえる。

10 (4) 本問では、A は X から公園において約に二時間にわたって暴行をうけており、一般的な格闘技の試合が約三分前後であることから考えると A に恐怖心を植えつけるに十分な時間であるといえる。また X はマンション自室に A を連行してからもさらに約一時間にわたって暴行を繰り返しており、更なる X による暴行を A は容易に予測しそのことに畏怖する状況下にあったといえる。

15 (5) X が隣人との対応に追われている隙に A が逃げ出した際も、A はこのまま X の暴行を受け続けたら命の危険があるし、もし再び X に捕まったら本当に殺されてしまうと考えていたといえる。また深夜三時という時間、人気のない県道という当時の状況から考えると周囲の人々に助けを求めるという行動よりもなるべく遠くに逃げるという行動を優先させることが不自然とはいえない。そのような精神的に追い詰められた状況において X から逃げたい一心で高速道路に逃げ込むという選択をすることは合理的な判断だったと言える。

20 (6) 以上より X の A への暴行は A が高速道路に逃げ込んでしまい車にはねられる、という危険を惹起し、現実化させたといえることができる。よって X の行為と A の死亡との間に因果関係が認められる。

(7) X には故意(38 条 1 項本文)が認められる。

4 よって X には A に対する傷害致死罪(205 条)が成立する。

25

VII. 結論

X には A に対する行為には傷害致死罪(205 条)及び監禁罪(220 条後段)並びに B に対する傷害致死罪(205 条)が成立し、これらの罪は併合罪(45 条前段)となる。

以上